

指定病院等における不在者投票の手引

(令和 7 年 4 月)

山 口 県 選 挙 管 理 委 員 会

は じ め に

- 1 この手引は、不在者投票のできる施設として指定した病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設に入院・入所中の選挙人が行う不在者投票について、その要領を説明したものです。この手引中、これらの施設等を「指定病院等」と総称しましたので、御了承ください。
- 2 投票は、投票日に、自ら投票所に行き行うのが原則です。したがって、不在者投票は、この原則に対する例外的なものですから、それだけに特に取扱いを厳正慎重にしなければなりません。このことを念頭において、この手引を活用されますようお願いいたします。
- 3 この手引をはじめ、指定病院等における不在者投票に関して御不明な点がありましたら、最寄りの市町選挙管理委員会又は山口県選挙管理委員会にお問い合わせください。
(P35 県内市町選挙管理委員会所在地等一覧参照)
- 4 この手引のうち
「法」は、公職選挙法
「令」は、公職選挙法施行令
「規則」は、公職選挙法施行規則
「55②Ⅱ」は、第55条第2項第2号を示します。

目 次

第 1	不在者投票管理者としての心構え	1
第 2	不在者投票の概要	2
1	期日前投票と不在者投票	2
2	不在者投票のできる者	2
3	不在者投票のできる期間	4
4	不在者投票管理者となる者	4
5	不在者投票管理者の主な仕事	5
6	指定病院等における不在者投票の手順のあらまし	5
第 3	不在者投票の手続き	7
1	投票用紙等の請求	7
2	投票記載場所の設備	9
3	不在者投票の方法	10
4	候補者の氏名等の掲示等の禁止	14
5	不在者投票の送致	14
第 4	不在者投票に要した経費	15
1	不在者投票の事務に要する経費	15
2	外部立会人経費	16
第 5	過去の質問事例	17
○	関係様式等	19
(参考)	県内市町選挙管理委員会所在地等一覧	35
	都道府県選挙管理委員会所在地等一覧	36

第1 不在者投票管理者としての心構え

不在者投票制度は、選挙の当日、一定の事由に該当することが見込まれる選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前でも投票できるように考えられた、例外的な制度です。

したがって、不正の混入をさけるという配慮から特に厳格な手続きが政令等で規定されていますので、法規に精通し、公正かつ的確な管理執行に当たらなければなりません。

全般的に留意しなければならない点は、次のとおりです。

- 1 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであり、不在者投票の管理執行に人員を割けない等の施設側の理由により、入院・入所している有権者からの不在者投票を拒否することができないことから、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務の処理について計画を立て、円滑に事務の処理ができるように検討しておくこと。
- 2 事務処理上の疑問点については、勘や過去の経験のみで対応せず、最寄りの市町選挙管理委員会又は山口県選挙管理委員会に問い合わせる等、的確に処理するように努めること。
- 3 事務の執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また、選挙人に威圧を加えることのないよう配慮すること。
- 4 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用があるほか、不在者投票管理者は、業務上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止され、これに違反した場合も罰則の適用があるので、これらの罰則に触れることのないよう十分注意すること。

第2 不在者投票管理者の概要

1 期日前投票と不在者投票

選挙の当日に一定の事由に該当することが見込まれる選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前でも投票できる制度として、従来から不在者投票が行われてきたところですが、平成15年6月に公職選挙法の一部が改正され、選挙人名簿登録地の市区町村における不在者投票は、原則として、選挙期日前においても、選挙期日同様に投票を行うことができる（つまり、投票用紙をそのまま直接投票箱に入れることができる）「期日前投票」に移行されています。

しかし、「名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票」や、「病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設に入院・入所中の選挙人が行う不在者投票」については、従来どおりの不在者投票の手続きにより行われることとされています。

2 不在者投票のできる者（法49①）

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、法第48条の2第1項（期日前投票）によるほか、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができます。

■期日前投票又は不在者投票の事由（法48条の2①、法49①、規則15の4）

○1号事由

職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

※ 「総務省令で定める用務」とは、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務をいいます（例：結婚披露宴を主宰する者、その者の親族、仲人等）。

○2号事由

用務（前号の総務省令で定めるものを除く）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

○3号事由

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

○4号事由

交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

○5号事由

その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

○6号事由

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

具体的には

(1) 選挙人の属する投票区の区域外にある指定病院等に入院・入所中の選挙人（歩行可能な者でもよい。） …… 2号事由該当

(2) 選挙当日、歩行が困難と見込まれる入院・入所中の選挙人（選挙人の属する投票区の区域内にある指定病院等でもよい。） …… 3号事由該当

- ◆ 不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、不在者投票の事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされました。これにより、不在者投票事由に該当する旨の宣誓書（別記様式2 P 20）の様式も改正されました。（令和5年3月1日施行）

ア 選挙人名簿に登録されていない者は、投票できません。

これは、不在者投票に限らず、選挙の当日、投票所において投票する場合や、選挙期日の前日までに期日前投票所において投票する場合も同様です（法42①）。

イ 指定病院等で不在者投票ができるのは、**入院・入所中の選挙人に限られます**（令55②④）。

職員、看護人、付添人等は、期日前投票又は不在者投票に該当する事由（法48の2①、49）があれば、「一般選挙人の行う期日前投票又は不在者投票の方法」によらなければなりません。

ウ 選挙人の属する投票区の区域内にある指定病院等に入院・入所中の選挙人で、**歩行可能な者は、指定病院等で投票することはできません**（法48の2①各号に該当せず、不在者投票事由がありません。）。（P17 問4参照）

エ 未だ入院・入所はしていないが、**選挙の当日までに入院・入所見込みの者は、宣誓書を提出することにより、市町村の選挙管理委員会に出向いて期日前投票又は不在者投票を行うことができます**（法48の2①Ⅱ又はⅢ該当）。

オ 上記(1)、(2)のいずれにも該当しない入院・入所中の選挙人は、通常の方法（選挙の当日、投票所において）で投票することになります。

3 不在者投票のできる期間

- (1) 指定病院等で不在者投票ができるのは、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から、選挙の期日（投票日）の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時までです（令58①、法270、法270の2②）。

なお、市町村選挙管理委員会への投票用紙等の交付請求は、選挙期日の公示又は告示の前日でもできます（令50①④、53①）。

- (2) 衆議院議員総選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査も、原則として、衆議院議員総選挙と同様、総選挙の公示日の翌日から、審査の期日（投票日）の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時までです（最高裁判所裁判官国民審査法施行令13）。
- ただし、審査の告示前4日以内に、新たに審査対象となる最高裁判所の裁判官が任命される等した場合には、審査の期日前7日から審査期日の前日までの間になります。

4 不在者投票管理者となる者（令55②、④Ⅱ、⑧、⑨）

(1) 指定病院

指定病院の院長（院長が候補者となった場合、外国人である場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、院長の職務を代理すべき者）

(2) 指定老人ホーム

指定老人ホームの長（長が候補者となった場合、外国人である場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、長の職務を代理すべき者）

(3) 指定身体障害者支援施設及び指定保護施設

指定身体障害者支援施設及び指定保護施設の長（長が候補者となった場合、外国人である場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、長の職務を代理すべき者）

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません（法135②）。

たとえば、病院長、医師、看護又は介護職員などが、不在者投票の対象となる入院患者等に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となります。

5 不在者投票管理者の主な仕事

不在者投票事務に従事する者を**指揮監督**し、不在者投票事務全般を**管理執行**する。

その担当する事務の主なものは、具体的には次のとおりです。

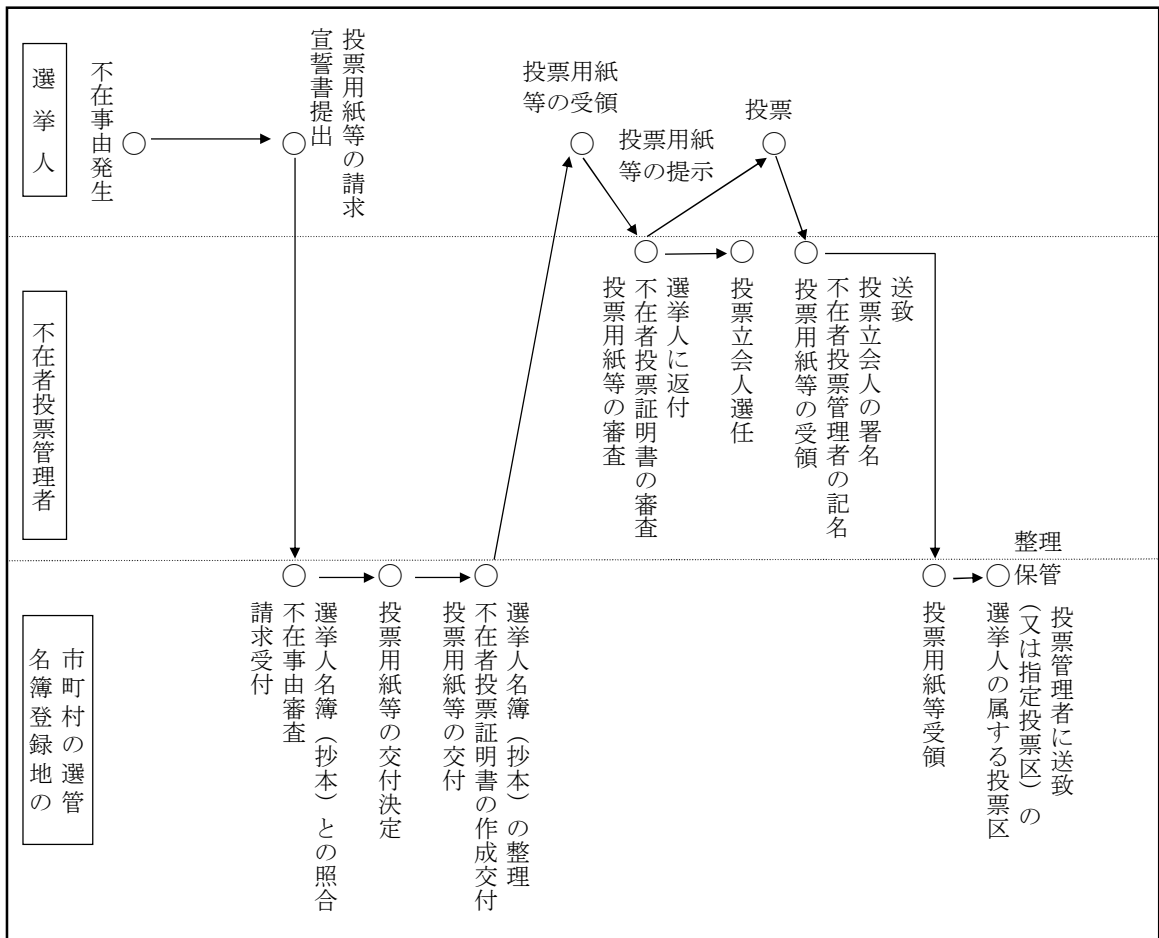
- ・ 選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の**交付を請求**すること（入院・入所者から代理請求の依頼があった場合に限る。）（令50④）。
- ・ 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を、直ちに選挙人に**渡す**こと（令53④）。
- ・ 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を**点検**すること（選挙人自らが請求した場合、不在者投票証明書が交付される。）（令58①②）。
- ・ 立会人を選び、投票に**立ち会わせる**こと（令58③、56③）。
- ・ 不在者投票記載場所を、**公告**すること（別記様式1 P19）。
- ・ 不在者投票記載場所の**設備**をすること（令58④、32）。
- ・ 代理投票の申請を受け、代理投票させるかどうかを**決定**すること（令58④、56④⑤）。
- ・ 投票の終わった不在者投票を、各市町村選挙管理委員会委員長に**送致**すること（令60①）。

6 指定病院等における不在者投票の手順のあらまし

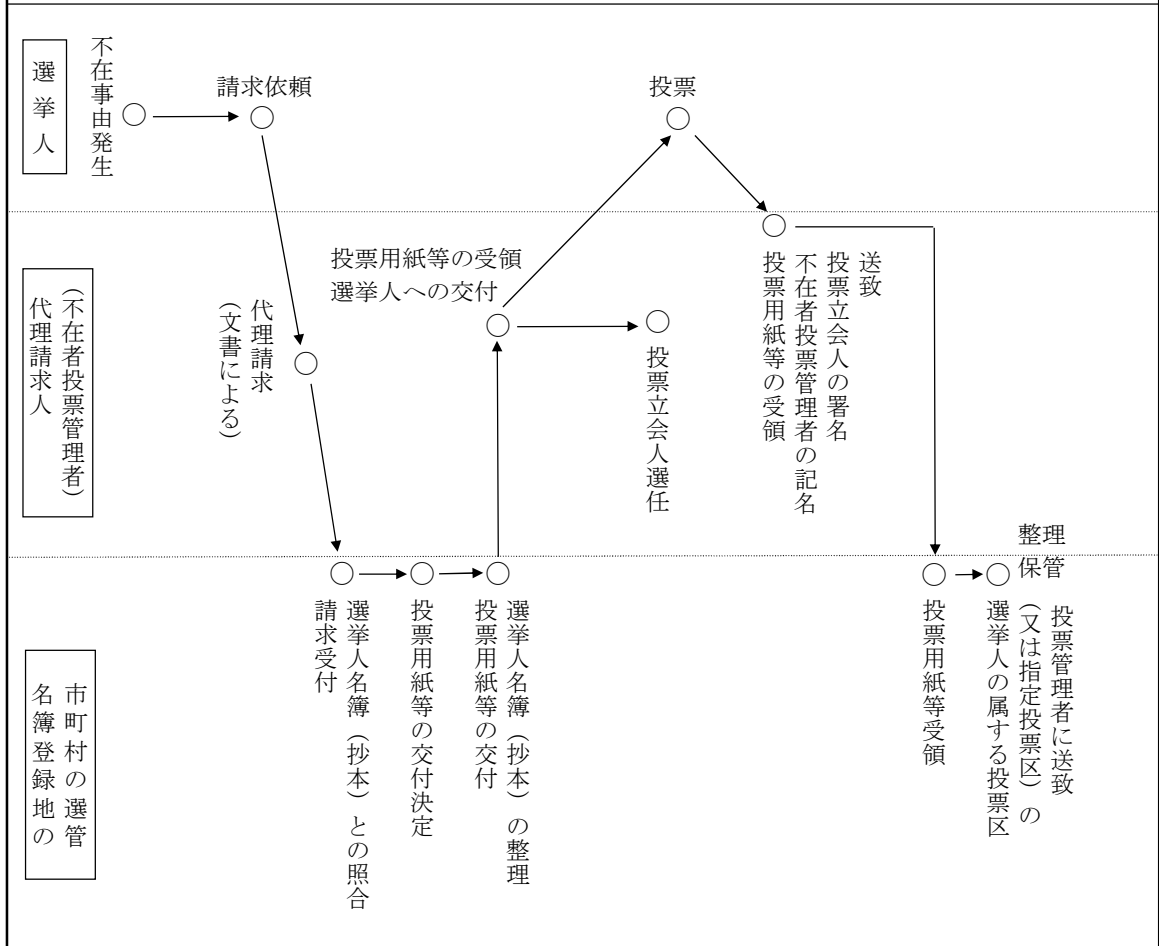
次のページの図のようになっています。

指定病院等における不在者投票

○入院・入所中の選挙人自らが投票用紙等を請求する場合



○病院長等又はその代理人が選挙人に代わって投票用紙等を請求する場合



第3 不在者投票の手続き

1 投票用紙等の請求

投票用紙等を請求する方法には、「入院・入所中の選挙人自らが請求する場合」と、「病院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合」の二通りの方法があります。

(1) 投票用紙等の請求先

ア 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会委員長

イ 選挙人が**船員**（船員法第1条に規定する者）の場合は、アのほか、規則で指定する市町村（以下「指定港」という。）の選挙管理委員会委員長（令51①②）

山口県内の指定港は、次のとおりです（規則17）。

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町

(2) 請求の時期

投票用紙等の請求の時期は、選挙期日の前日までです。前記(1)のアの選挙管理委員会委員長に請求する場合は、選挙期日の公示又は告示の日以前においても請求できます（令50①、51①）。

(3) 請求に必要な文書等

次の文書等により、直接又は郵便等によって請求することになります。

ア 選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会委員長に対して請求する場合

(ア) 入院・入所中の選挙人**自らが請求する場合**

- a 不在者投票事由に該当する旨の**宣誓書**（別記様式2 P20）
- b 指定病院等で投票しようとする旨を**申し立て**ること。
- c 船員の場合には、a 及び b のほか選挙人名簿登録地の選挙管理委員会委員長が発行する選挙人名簿登録証明書（規則3③、第4号様式の2）

選挙人自らが郵便等によって請求する場合は、別に請求書（様式は任意）を提出することになりますが、この請求書に奥書として宣誓をする旨を記載し、宣誓書と兼ねさせてもよいことになっています。

なお、市町村選管においては、ホームページに掲載するなどして、請求書・宣誓書を用意していることがあります。

詳しくは、請求先の市町村選管にお問い合わせください。

(イ) 病院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

- a 投票用紙等請求書（別記様式4 P22）
- b 選挙人が船員の場合は、投票用紙等請求書（別記様式4 P22）及び選挙人名簿登録証明書

- ・ 入院・入所中の選挙人から病院長等への依頼に基づいて請求するものであって、選挙人からの依頼なしに、勝手に請求することはできません。
なお、この場合、選挙人から請求依頼書を徴するようにしてください。
(別記様式3 P21)
- ・ 病院長等が、その者の不在者投票事由の存在を認め、投票用紙等の請求をしているので、不在者投票事由に該当する旨の宣誓書は、必要ありません。

イ 選挙人が船員である場合に、指定港の選挙管理委員会委員長に対して請求する場合（令50④、51①②）

病院長等又はその代理人が、選挙人に代わって請求してください。

選挙期日の公示又は告示の日以前においては、請求することはできません（令51①）。

- (ア) 投票用紙等請求書（別記様式5 P23）
- (イ) 選挙人名簿登録証明書
- (ウ) 船員手帳

(4) 点字で投票しようとする場合の留意事項

視覚に障害がある選挙人が、点字によって投票しようとする場合には、選挙人自らが請求するときはその旨の申立てを、病院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求するときは投票用紙等の請求書の備考欄に点字投票の旨を記載してください。

(5) 県の選挙において投票する場合の特例

県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町において当該県の議会の議員又は知事の選挙の投票をする場合には、上記(3)に定める書類のほか、「引き続き当該県の区域内に住所を有することを証するに足る文書」を提出するか、又は引き続き当該県の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があります（令50⑤）

したがって、選挙人は、あらかじめいずれかの市町長の証明する文書（規則4、第4号様式の3、別記様式6 P24）を用意するか又は市町から引き続き山口県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）の際に、県内で、市町選管が交付した投票用紙の数と、指定病院等が受領したとする数とが一致しない事案が発生しました。

指定病院等においては、

- ① 市町選管から投票用紙を受領する際に、その場で投票用紙の数を確認する。
 - ② 不在者投票を実施する際に、選挙人へ1枚ずつ投票用紙を交付する。
- など、再度、徹底をお願いします。

2 投票記載場所の設備

- （1）不在者投票管理者は、投票記載場所について、次に掲げる事項が守られるような**相当な設備をしなければなりません**（令58④、32）。

ア **投票の秘密を保持するため、他人が選挙人の投票を見ることができないように**すること。

イ 投票用紙の交換その他の**不正が行われることを防止**すること。

- （2）投票記載場所に、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、**撤去**しておかなければなりません（法145①）。

患者が持ち込んだメモ書等がある場合も、取り除いておくこと（法228）。

- （3）投票記載場所設備例（別図 P34）

3 不在者投票の方法

(1) 立会人の立会い

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち会わさなければなりません（令56③、57③、58③）。立会人を立ち会わせずに行われた投票は、無効となります。

- ・ 立会人は、不在者投票管理者が選任すること。
- ・ 立会人の資格は、選挙権を有する者であればよいこと。
- ・ 立会人の数に制限はないが、最低1人を選ぶこと。
- ・ 立会人は、不在者投票管理者、その補助者、代理投票の補助者を兼ねてはなりません。
- ・ 立会人は、投票用紙の点検から送致のための受理に至る全手続に立会します。

◆ 平成25年5月に公職選挙法が改正され、外部立会人を立ち会わせること等の努力義務規定が設けられました。

- ・ 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない（法49⑩）。
- ・ 外部立会人の選任に当たっては、管内の市町選管に確認の上、調整することとなります。お問い合わせの上、積極的に外部立会人を選任してください。

(2) 不在者投票をさせる前の手続き（別記様式7～9（P25～27）参照）

ア 投票用紙等の点検（令58①）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人が本人であるかどうかを確認します。

提示された投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、その選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会委員長又は指定港の選挙管理委員会委員長に、その投票用紙と引き換えに、再交付の申請をさせた上、所定の不在者投票を行わせてください。

イ 不在者投票証明書の点検（令58②）

入院・入所中の選挙人自らが投票用紙等の請求をした場合は、必ず不在者投票証明書の交付を受けているので、次の要領でこれを点検しなければなりません。

(ア) 不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかを点検する。

不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、その選挙人が誤って開披したかどうかを問わず投票させることはできません。

(イ) 不在者投票証明書に記載されている者が、投票しようとする選挙人に相違ないか確認する。

(ウ) 不在者投票証明書に記載されている「投票をしようとする病院等の名称」が、その指定病院等と一致しているか確認する。

ウ 入院・入所中の選挙人自らが投票用紙等の請求をした場合には、当該病院等のほか、現に所在し又は居住する地の市町村においても不在者投票ができます(令55②)。

(3) 投票するときの手続き (令 58①、56②)

ア 投票管理者は、次の順序により、**厳格**に投票を行わせます。

(ア) 選挙人が投票の記載場所において、投票用紙に候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者1人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称)を記載する。

(イ) 選挙人がこれを投票用内封筒に入れて封をする(内封筒には、何も記載しない。)。

(ウ) 選挙人が内封筒を、さらに投票用外封筒に入れて封をする。

(エ) 選挙人が外封筒の表面に署名(選挙人自ら氏名を記入)して、不在者投票管理者に提出する。

患者等に封をさせず、事務従事者が封をしたことにより、トラブルを生じた例もあるので、封をすることが可能な者については、必ずその者に封をさせること。

イ 注意事項

(ア) 選挙人が署名を忘れないよう、十分注意を促してください。

(イ) 署名を忘れている場合、不在者投票管理者等が選挙人の氏名を記載してはいけません。

(ウ) 署名の下に押印するなど、投票用封筒に印をもって封緘する必要はありません。

(エ) 点字投票があつたときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用外封筒に投票用

内封筒を入れる前に、点字で打たせてください。

(オ) 立会人を必ず立ち合わせなければなりません。

(4) 代理投票を希望する者がいるときの措置

ア 代理投票のできる選挙人

心身の故障その他の事由（身体の故障があるか、又は、字の読み書きができない）
のために、投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない者（法48、令58④、56
④⑤）

イ 代理投票の手続

(ア) 立会人の意見を聴いて、補助者2人（立会人と兼ねることはできません。）を
定めます。

※ 補助者2人は、投票事務に従事する者のうちから定めること（法48②）。

※ 選挙人の家族は、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認を行
う投票手続には関与することはできません。補助者は、投票を記載する場所
における投票手続に入る前に、必要に応じて、候補者の氏名の確認に必要な選挙
人本人の意思の確認方法について家族と事前打ち合わせを行う等、適切な対応
をしてください。

(イ) 補助者2人のうち、1人を立ち合わせます。

(ウ) その立会いの下にもう1人の補助者に、次のことをさせます。

a 投票記載場所において、その選挙人の指示する候補者1人の氏名（衆議院比
例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、
参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載
者1人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称）を記載させ
る。

b 記載した氏名等を選挙人に読み聞かせる等により確認させた上、投票用紙を
投票用封筒に入れて封をさせる（(3)のアの(イ)(ウ)に同じ）。

c 封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて、直ちに提出させる。

ウ 代理投票の拒否

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴い
て、代理投票を拒否することができます。

エ 代理投票の仮投票

(ア) 代理投票において、次の場合は仮投票させなければなりません。

a 代理投票を拒否された選挙人が、不服であるとき（令41②）。

b 代理投票をさせることについて、立会人に異議があるとき（令41③）。

(イ) 代理投票の仮投票の場合は、通常の代理投票の手続（前記(4)イ）によるほか、補助者のうち投票用紙に候補者の氏名等を記載した者に、その者の氏名を投票用外封筒（別記様式7 P25）の表面左下段に「代理記載人 ○○○○」と記載させて提出させます（令58④、56⑤）。

※（注）通常の代理投票の場合には「代理記載人氏名」は記載しないこと。

補助者2人の名前は記録しておき、代理投票の数とともに市町村選挙管理委員会に報告すること（別記様式10 P28）。

(5) ベッドの上での投票

ア 原則として、ベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等の歩行が著しく困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立ち会いがある場合に限り、ベッドの上で投票することができます。

イ この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

ウ なお、ベッドがある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、前もって撤去しなければなりません。

4 候補者の氏名等の掲示等の禁止

- (1) たとえ投票する選挙人の便宜を図るためであっても、投票記載場所及びその周辺に、候補者の氏名等を掲示してはいけません。

掲示しない理由等

- ・ 掲示方法等が法定されていないので、掲載順序、字体等が問題となり得ることがある。
- ・ 法定されていない氏名等の掲示をしたり、又は進んで候補者の氏名等を知らせることは、場合によっては選挙無効原因となる。

- (2) 選挙人から候補者の氏名等を知りたい旨の申し出があったときは、受付場所等で、候補者の届出の告示や新聞、選挙公報等を見せることは差し支えありませんが、新聞については、何日現在のものであるかを正確に伝えることが必要です。

※ 選挙を管理する選挙管理委員会から告示の写しを入手し、これを見せる等の方法によるものとし、施設において独自に一覧表等を作成することは、内容に誤りがあった場合、選挙の公正を害するおそれもありますので行わないでください。

選挙管理委員会のホームページに候補者情報や選挙公報を掲載している場合もありますので、併せて御確認ください。

なお、告示や選挙公報等を見せるに当たっては、当該選挙人の属する選挙区のものであるか等を複数の職員で確認する等、誤りのないようにしてください。

5 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用封筒を受け取った場合は、次の順序により処理してください。

- (1) 不在者投票用外封筒に、投票年月日及び投票場所を記載し、更に不在者投票管理者が記名する（令60①）。
- (2) 立会人は、不在者投票外封筒に署名する（令60①）。
- (3) 不在者投票用外封筒を、不在者投票証明書（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に、選挙人自らが請求した場合に限る。）とともに、他の適当な封筒に入れ、封をし、表面に投票が在中する旨を明記し、裏面に記名して印を押す（令60①）。
- (4) 直ちに、その封筒を名簿登録地の選挙管理委員会委員長に送致し、又は郵便等をもって送付する（令60①）。
- ※郵送により投票用紙等を送致する場合には、レターパックを使用してください。

投票年月日及び投票場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れると、その投票は受理されないこととなるので、注意してください。

第4 不在者投票に要した経費

1 不在者投票の事務に要する経費

- (1) 不在者投票管理者が投票用紙等の請求や投票終了後の投票用紙を封入した不在者投票用封筒等を送付するために要する経費等として、不在者投票を行った選挙人1人について1,236円(※1)を交付します(例えば、1人の選挙人が衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において、選挙区選挙と比例代表選挙の両方の不在者投票を行った場合と1つの選挙のみ不在者投票を行った場合、どちらの場合も1,236円を交付します。)
- (2) 経費の請求先は、下記のとおり選挙の種類によって異なりますので御注意ください。請求の方法については、下記「請求書の送付先」あてにお問い合わせください。
 なお、山口県に請求する場合は「請求書」(別記様式11 P29)と「実績報告書」(別紙P31)により、選挙の期日後速やかに山口県知事(送付先は山口県選挙管理委員会事務局)あてに請求してください。

選挙の種類	請求先	請求書の送付先(※4)
衆議院議員総選挙(※2、※3) 参議院議員通常選挙(※3) 山口県知事 } の選挙 山口県議会議員 }	山口県知事	〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県選挙管理委員会事務局 (お問い合わせ 083) 933-2320
他の都道府県の国会議員の補欠選挙 他の都道府県の知事、議会議員の選挙	当該都道府県知事	当該都道府県選挙管理委員会事務局(P36参照)
市町村長 } の選挙 市町村議会議員 }	当該市町村長	当該市町村選挙管理委員会事務局 (県内市町選管 P35参照)

※1 令和7年改正執行経費基準法による単価です。

※2 最高裁判所裁判官国民審査投票を含みます。

※3 県外の選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票であっても、山口県から経費をお支払いしますので、他の都道府県の選挙人の分も併せて山口県知事に御請求ください(請求者は不在者投票管理者(病院長又は施設長)となります。口座名義人が請求者と異なる(運営法人の代表者【理事長】等)場合は、必ず委任状(請求書の様式の下の部分)にも記載してください。)。

※4 押印の廃止により、押印を省略しメールで提出することも可能となりましたが、文書の真正性の担保のため、担当者様へ電話連絡する場合があります。

2 外部立会人経費

(1) 市町選挙管理委員会と不在者投票管理者が連絡・調整の上、不在者投票管理者が外部立会人を選任する場合

不在者投票管理者が、外部立会人に対して、謝金及び旅費を支給した上で、以下の手続きにより御請求ください。

ア 請求先等

1(2)を御参照ください。選挙の期日後速やかに御請求ください。

イ 請求金額

経費については、1時間当たり 1,460 円で、上限 12,400 円(※) (1日当たり 8.5時間)となっています。従事時間が7時間以下で1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、従事時間が7時間を超えて8.5時間未満の場合は1日分となります。

なお、他の都道府県や市町村選挙管理委員会が執行する選挙の場合は、各選挙管理委員会に御確認ください。

※ 令和7年改正執行経費基準法による単価です。

ウ 請求に必要な書類

(ア) 請求書(別記様式12 P30)

※ 必ず、「実績報告書」(別紙 P31)を添付してください。

請求者名及び委任状に関しては、1(2)の※3を御参照ください。

(イ) 立会人に係る市町選挙管理委員会の選定通知の写し

(ウ) 謝金及び旅費に係る領収書等の写し

(2) 所要の条例等を整備の上、市町選挙管理委員会が名簿の中から外部立会人を任命し、不在者投票管理者が選任する場合

指定施設の所在する市町の選挙管理委員会が、外部立会人に対して、当該市町の定める条例等に基づき、報酬及び費用弁償の額を支給します。

ア 提出先

施設が所在する市町の長に、選挙の期日後速やかに御提出ください。

イ 提出書類

施設が所在する市町の選挙管理委員会に御確認ください。

第5 過去の質問事例

問1 不在者投票を申し出た選挙人が、候補者の氏名を教えてくださいといった場合、どのようにすればよいか。氏名掲示表を作成し、記載場所に掲示してもよいか。

答 選挙人から申し出があった場合に限り、候補者の届出の告示、選挙公報を見せることや候補者氏名を掲載した新聞を示し「何日付けの新聞です。」と明言して見せることは差し支えありません。

また、このような依頼があることが予想されますので、あらかじめ候補者の氏名の掲載してある新聞を保管しておいてください。

なお、氏名掲示表を作成することはしないでください（P14参照）。

問2 市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われる場合、入院患者が、市長選挙のみ投票したいと申し出たとき、市長選挙のみ投票用紙等の請求ができるか。

答 できます。

なお、申出のない市議会議員選挙の投票用紙等の請求はしてはいけません。

問3 施設に入所している者の不在者投票で、次の場合の取扱いはどのようにすればよいか。

(1) 喋ることができず、字も書けない者は、代理投票となるが、本人が候補者氏名を掲載した新聞紙を指差して候補者を指定する場合は、投票させてよいか。

(2) 上記の者の代理投票において、補助者に家族の者をあてることはよいか。

答 (1) 指差すことが本人の意思と認められる場合は、差し支えありません。

(2) 補助者は投票事務に従事する者の中から定めることとなっているため、家族の者をあてることはできません（P12「イ 代理投票の手続」(ア)参照）。

問4 アルコール依存症患者（歩行可能）が入院中であるが、この者は不在者投票ができるか。

答 医師の診断により、当該患者が、選挙当日物理的には歩行できるが、精神障害等により1人で目的地にたどりつき、また出発地に戻れるかどうか確信の持てない病状であれば、歩行が困難な者に含めて解釈し、当該病院で不在者投票させることはできません。

なお、選挙人の属する投票区の区域外であれば、歩行可能な者でもできます（P3参照）。

問 5 不在者投票のできる指定病院の院長が交代したが、報告を要するか。

答 院長が、公正中立な立場で事務処理を行うことも指定の要件になっていますので、異動の内容を報告してください(別記様式13 P 32)。

また、病院の名称、所在地及び経営主体が変更になった場合も報告してください(別記様式13 P 32及び別記様式14 P 33)。

なお、いずれの報告も施設の所在する市町の選挙管理委員会を経由してください。

問 6 指定老人ホームでショートステイ中の者は、不在者投票事由に該当すれば、一般の入所者と同様に、不在者投票を行えるか。

答 不在者投票事由に該当している場合は、行えます。

問 7 病院での不在者投票事務は、投票用紙の請求から送致までに日数を要するため、申出の患者に対して不在者投票が事務的に可能か否かの判断(投票当日までに送致できるか)を行って対応しているがそれでよいか。

答 実務的にはやむを得ませんが、投票用紙の請求は本人又は本人の使用者が行うことができることを説明してください(不在者投票に支障がないよう、いつまでに本人のもとに届いている必要があるかなど、適宜補足説明をお願いします。)。

問 8 不在者投票でA市の選挙人が投票用紙をB市の外封筒に入れて封をした。B市の選挙人はまだ投票していないが、どうすればよいか。

答 A市、B市両方でそれぞれ投票用紙と封筒を交換交付してもらい、再度投票を行ってください。

公 告

令和 年 月 日執行の 選挙の当病院

（老人ホーム）における不在者投票の記載場所を次のように定める。

令和 年 月 日

不在者投票管理者

職 名 氏 名

1 歩行可能の者

月 日から 月 日まで 室

毎日午前 時から午後 時まで

2 歩行不能の者

月 日 各室〔病院長（施設長）と立会人 1 名が各室を

巡回して投票を行います。〕

備 考

- 1 歩行可能の者の投票をする日は、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までを記載する。
- 2 時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間の病院等の執務時間とする。
なお、選挙期日の前日は、午後 5 時まで不在者投票を行うことができるよう待機しておくこと。

宣 誓 書

私は、選挙の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
現 住 所			
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)		

投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書

令和 年 月 日執行の 選挙につき、不在者投票をするため投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することを依頼します。

令和 年 月 日

(施設名)

(院長等施設長 職・氏名) 様

[請 求 者]

選挙人名簿に 記載されている 住 所	
選 挙 人 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
備 考	

記載上の注意事項

- 点字投票する人は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 県の議会の議員又は知事の選挙において、引き続き当該県の区域内に住所を有することの確認の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。
- 本人の自署、拇印又は押印等により、選挙人の意思を確認すること。

投票用紙等請求書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考

上記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、入院・入所中のため当院・当所において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

市町村選挙管理委員会委員長 様

（郵便番号）

（住 所）

（職 名）

（氏 名）

（事務担当者氏名）

（電 話 番 号）

（投票予定日） 令和 年 月 日

（投票用紙交付方法） 郵送希望 ・ 直接受取希望

記載上の注意事項

- 1 依頼のあった選挙人が2人以上の場合は、表の欄を増やして連記しても差し支えない。
- 2 選挙人から、点字投票によって投票する旨の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 3 県の議会の議員又は知事の選挙において、引き続き当該県の区域内に住所を有することの確認の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。
- 4 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求する場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該選挙に係る選挙を指定する文言を記載すること。

投 票 用 紙 等 請 求 書

選挙人名簿に記載されている住所	選 挙 人 氏 名	生 年 月 日	備 考

上記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、入院・入所中のため当院・当所において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第51条第2項において準用する第50条第4項の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、船員の不在者投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

市町村選挙管理委員会委員長 様

（郵便番号）

（住 所）

（職 名）

（氏 名）

（事務担当者氏名）

（電 話 番 号）

（投 票 予 定 日） 令和 年 月 日

（投票用紙交付方法） 郵送希望 ・ 直接受取希望

記載上の注意事項

- 1 依頼のあった選挙人が2人以上の場合は、表の欄を増やして連記しても差し支えない。
- 2 選挙人から、点字投票によって投票する旨の申立の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 3 県の議会の議員又は知事の選挙において、引き続き当該県の区域内に住所を有することの確認の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

証 明 書

(住所) 山口県 郡(市) 町字 (町) 番地

(氏名)

上記の者は、令和 年 月 日山口県 郡(市) 町字 (町)

番地から当該都道府県の区域内の本市(町) (郡(市) 町) の

区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

令和 年 月 日

山口県 郡(市) 町長

印

外封筒

選挙
投票者
不在者
(外封筒)

投票年月日
令和 年 月 日

投票場所

不在者投票管理者
名称・職名

立会人氏名 (署名)

氏名

投票者氏名
(あなたのなまえ)

注意 投票者氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名	
名簿登録番号	
交付市町名	
性別	男 ・ 女

内封筒

(内封筒)

注意
この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をした上、外封筒に入れて更に封をしてください。

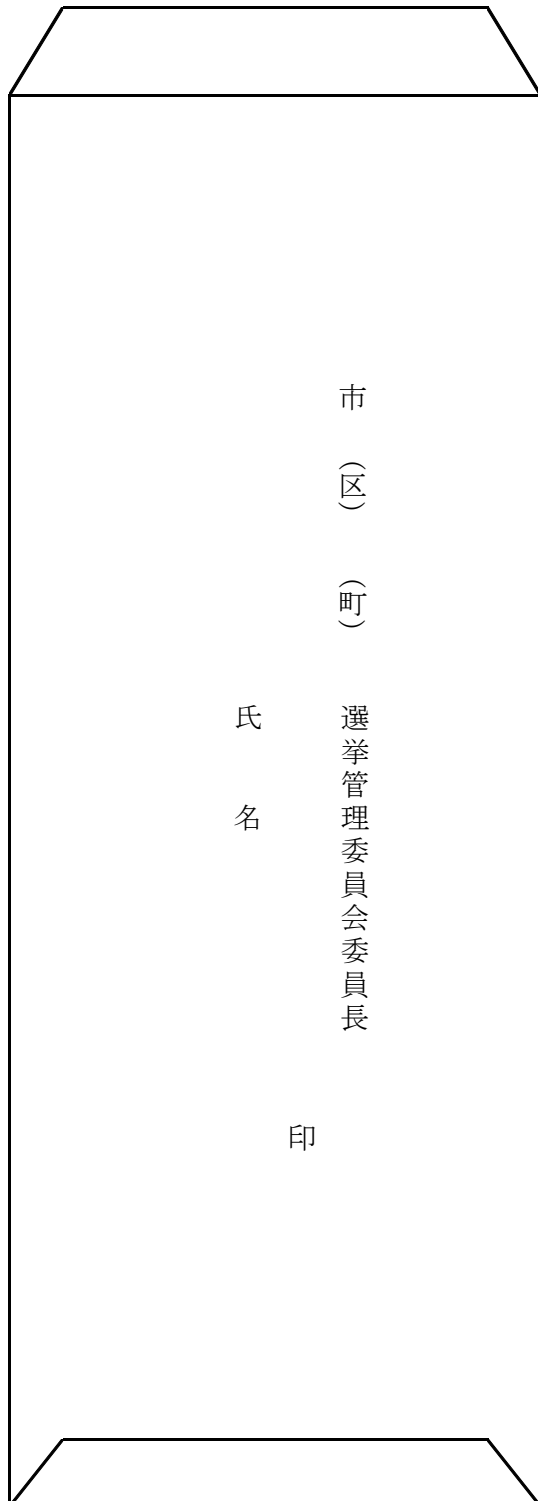
上記のとおりの証明する日

市町選挙管理委員会委員長



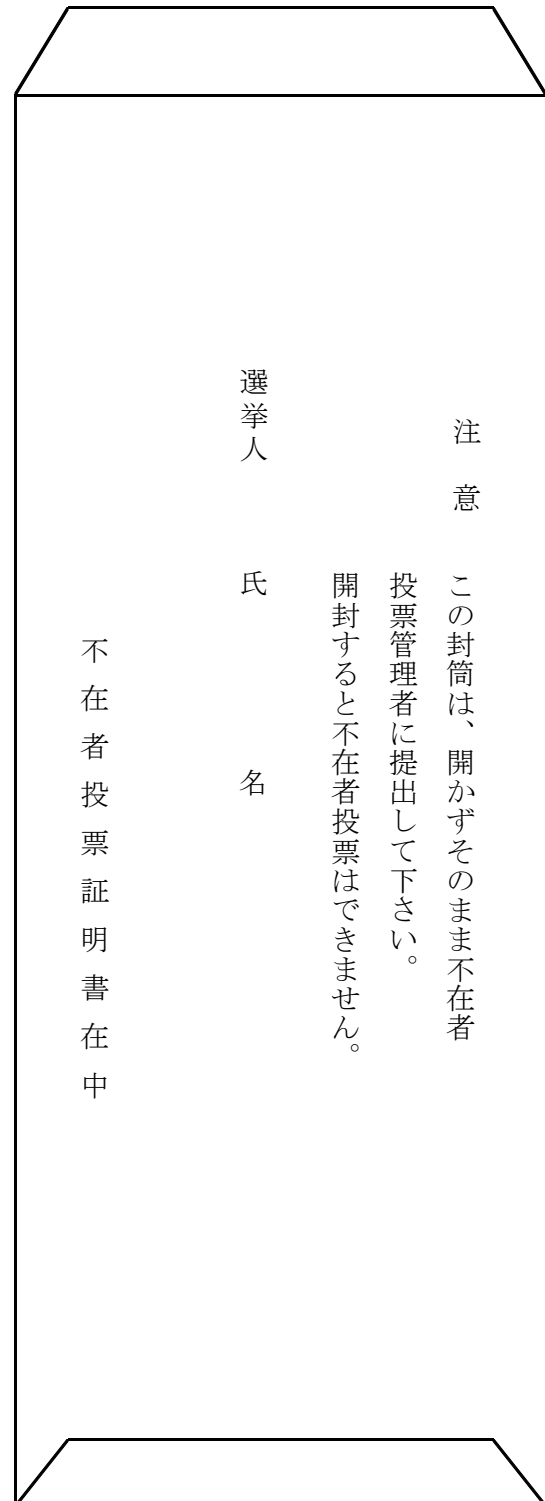
不在者投票証明書用封筒

裏



市
(区)
(町)
選挙管理委員会委員長
氏 名
印

表



選挙人
氏 名
注意
この封筒は、開かずそのまま不在者
投票管理者に提出して下さい。
開封すると不在者投票はできません。
不在者投票証明書在中

不在者投票の代理投票についての報告

令和 年 月 日執行の 選挙につき下記のとおり代理投票
を行ったので報告します。

令和 年 月 日

市町選挙管理委員会委員長 様

(住 所)

(職 名)

(氏 名)

記

年月日	選挙人氏名	補 助 者 氏 名		代理投票の事由
令和 年 月 日				心身の故障その他の 事由（身体の故障、 読み書きができない）
令和 年 月 日				心身の故障その他の 事由（身体の故障、 読み書きができない）
令和 年 月 日				心身の故障その他の 事由（身体の故障、 読み書きができない）

注

施設の管理者本人が報告する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が報告する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、施設の管理者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

令和 年 月 日

山口県知事 様

請 求 書

一金 円也 1, 2 3 6 円 × 人（投票者氏名は別紙不在者投票実績報告書のとおり）

これは令和 年 月 日執行の 選挙の不在者投票事務経費として請求します。

(〒 -)

所在地

(フリガナ)
施設名

不在者投票管理経費請求者 (フリガナ) 職・氏名

事務担当者職・氏名	
電話番号	() -

口座 振替 銀行 等	金融機関名	銀 行 信用金庫	支店
	預金の種類 口座番号	1. 普通預金 2. 当座預金	No
	(フリガナ) 口座名義人	()	

※ 記入上の注意

- 選挙期日終了後直ちに請求すること。
- 請求者は、不在者投票管理者である施設長又は病院長であること。
- 不在者投票管理経費の請求者（施設長又は病院長）と口座名義人が異なる（運営法人の代表者【理事長等】場合は、必ず「委任状」も記入すること。
（請求者と口座名義人が同一の場合は「委任状」の記載は不要。）

委 任 状	
(受任者：口座名義人と同一)	
住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の職氏名）	
令和 年 月 日執行の	選挙の不在者投票事務経費の受領に関する権限を上記の者に委任します。
令和 年 月 日 山口県知事 様	(委任者：請求者と同一) 所在地 施設名 職・氏名

令和 年 月 日

山口県知事 様

請 求 書

一金 円也

これは令和 年 月 日執行の 選挙の不在者投票における外部立会人経費
として請求します。

不在者投票立ち会の実績

立 会 日	令和 年 月 日	立 会 時 間	時 分～ 時 分
立 会 場 所		立 会 人 氏 名	
投 票 者 総 数	人（内、山口県内に住所を有する投票者数 人）		

（〒 - ）

所在地

（フリガナ）
施設名

請求者 職・氏名 （フリガナ）

事務担当者職・氏名	
電話番号	（ ） -

口座振替銀行等	金融機関名	銀 行 信用金庫	支店
	預金の種類 口座番号	1. 普通預金 2. 当座預金	No
	（フリガナ） 口座名義人	（ ）	

※ 記入上の注意

- 選挙期日終了後直ちに請求すること。
- 請求者は、不在者投票管理者である施設長又は病院長**であること。
- 立会人に係る市町選挙管理委員会の選定通知の写し、謝金等領収書等の写しを添付すること。
- 経費の請求者（施設長又は病院長）と口座名義人が異なる（運営法人の代表者【理事長等】）場合は、必ず「委任状」も記入すること。**

（請求者と口座名義人が同一の場合は「委任状」の記載は不要。）

委 任 状	
（受任者：口座名義人と同一）	
住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の職氏名）	
令和 年 月 日執行の 選挙の不在者投票における外部立会人経費 の受領に関する権限を上記の者に委任します。	
令和 年 月 日 山口県知事 様	
（委任者：請求者と同一）	
所在地	
施設名	
職・氏名	

別紙

不在者投票実績報告書

選挙

不在者投票 をした月日	選挙人の住所	選挙人氏名	備 考
計	1,236 円 × 人		

令和 年 月 日

山口県選挙管理委員会委員長 様

(病院等施設名)
(所 在 地)
(院長等施設長 職・氏名)

不在者投票のできる施設の所在地(名称・施設長等)の変更について(通知)

このことについて、下記のとおり変更となりましたので通知します。

記

区分	新	旧	変更年月日

(変更理由)

※ 記入上の注意

- 1 「区分」欄には所在地、名称、施設長等の変更のあった項目を記載してください。
- 2 所在地や名称の変更があった場合は、「不在者投票施設に係る確認事項」「職員名簿」「施設平面図」「施設の概要がわかる資料」(パンフレット等)を添付してください。
- 3 施設長の変更があった場合は、施設長の経歴がわかる資料を添付してください。
- 4 複数の項目に変更があった場合は、適宜欄を設けて記載してください。
- 5 所在地の市町の選挙管理委員会を経由して提出してください。
- 6 施設の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、施設の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限

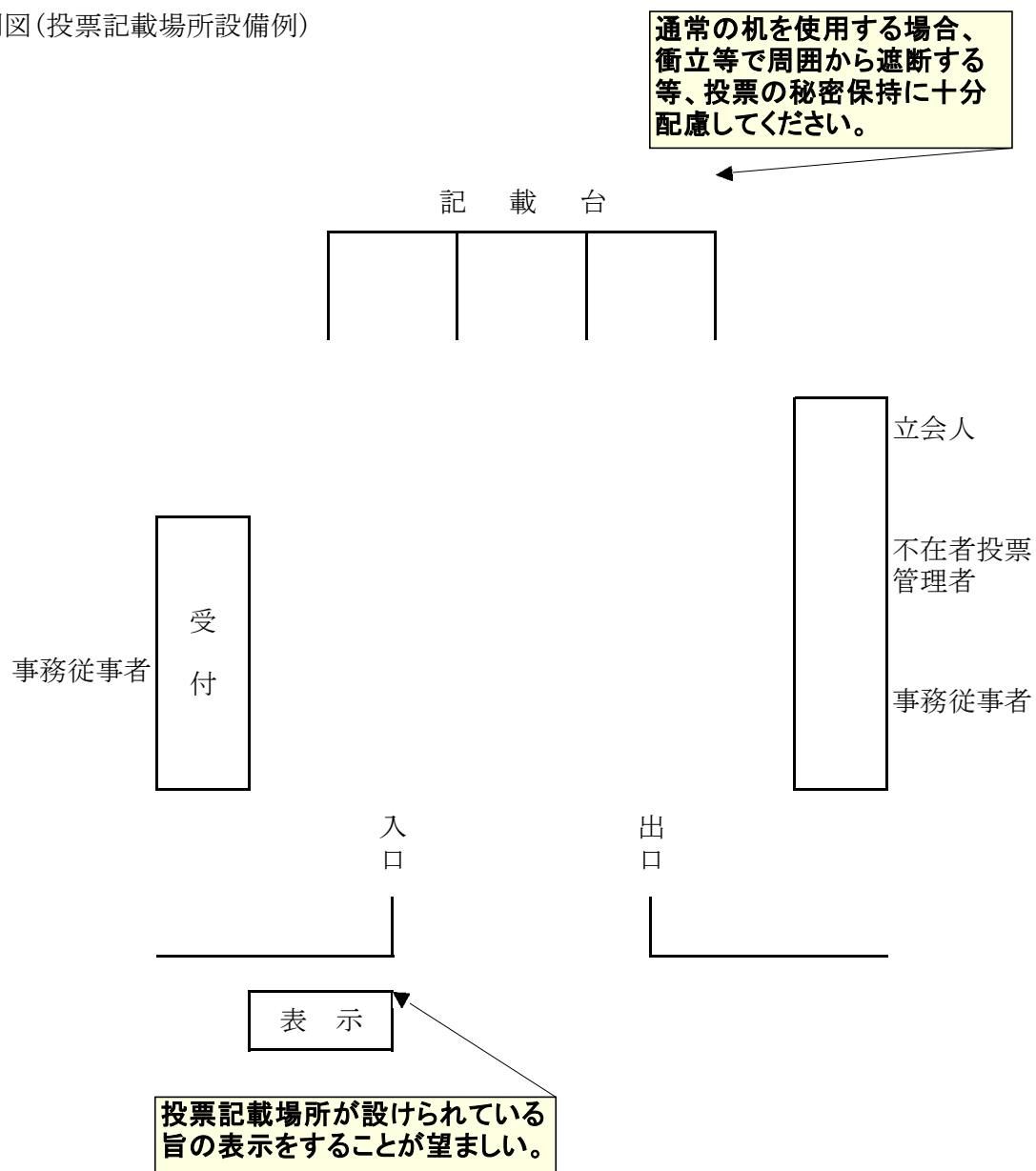
不在者投票施設指定に係る確認事項

病院等名称	(電話番号)		
所在地			
施設長氏名			
病床数		担当者氏名	
1. 施設の概要			
施設の開設年月日	年 月 日		
実入所者数	名 (令和 年 月 日時点)		
最寄りの投票所及び距離	(約 k m)		
2. 事務従事者の状況			
職名	氏名	不在者投票事務 経験年数	主な経歴
3. 入所者の概要 (令和 年 月 日時点)			
入所者の 身体 状況	心身に障害等がなく施設外で移動可能な人の数		名
	寝たきり等歩行の困難な人の数		名
	心身の故障その他の事由 (字の読み書きが困難な人又は 身体の障害) のため、自書できない人の数 (代理投票)		名
	認知症の人の数		名
	視覚に障害のある人 (点字投票する人) の数		名
住民票 のある 市町村 の区分	施設のある市町	施設のある投票区内	名
		それ以外	名
	県内他市町		名
	県外		名
4. 投票の記載予定場所			
部屋の名称等	(階)		
広さ	m ²		

※ 参考資料として、次のものを添付してください。(既製のものです。)

- ・ 職員名簿 (事務従事者のほか施設職員の一覧)
- ・ 施設の平面図 (投票の記載予定場所を明示したもの)
- ・ 施設の概要 (パンフレット等)

別図(投票記載場所設備例)



(参考)

(令和7年4月現在)

県内市町選挙管理委員会所在地等一覧

市町選挙管理委員会事務局名	郵便番号	住 所	電話番号
下関市選挙管理委員会事務局	750-0008	下関市田中町5-6	083-231-2415
宇部市選挙管理委員会事務局	755-0027	宇部市港町1-11-30 港町庁舎3階	0836-34-8451
山口市選挙管理委員会事務局	753-0074 (753-8650)	山口市中央5-14-22 山口市役所別館 (山口市亀山町2-1) ※R7.5.7新庁舎へ移転後	083-934-2877
萩市選挙管理委員会事務局	758-8555	江向510番地 萩市総合福祉センター3階	0838-25-2912
防府市選挙管理委員会事務局	747-8501	防府市寿町7-1	0835-25-2174
下松市選挙管理委員会事務局	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1875
岩国市選挙管理委員会事務局	740-8585	岩国市今津町1-14-51	0827-29-5240
光市選挙管理委員会事務局	743-8501	光市中央6-1-1	0833-72-1597
長門市選挙管理委員会事務局	759-4192	長門市東深川1339-2	0837-23-1167
柳井市選挙管理委員会事務局	742-8714	柳井市南町1-10-2	0820-22-2111
美祢市選挙管理委員会事務局	759-2292	美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-1114
周南市選挙管理委員会事務局	745-8655	周南市岐山通1-1	0834-22-8521
山陽小野田市選挙管理委員会事務局	756-8601	山陽小野田市日の出1-1-1	0836-82-1183
周防大島町選挙管理委員会事務局	742-2192	大島郡周防大島町小松126-2	0820-74-1000
和木町選挙管理委員会事務局	740-8501	玖珂郡和木町和木1-1-1	0827-52-2135
上関町選挙管理委員会事務局	742-1402	熊毛郡上関町大字長島448	0820-62-0311
田布施町選挙管理委員会事務局	742-1592	熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1	0820-52-5802
平生町選挙管理委員会事務局	742-1195	熊毛郡平生町大字平生町210-1	0820-56-7111
阿武町選挙管理委員会事務局	759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2636	08388-2-0503
山口県選挙管理委員会事務局	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2320

(参考)

(令和7年4月現在)

都道府県選挙管理委員会所在地等一覧

都道府県名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-204-5153
青森県	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9076
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5238
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2343
秋田県	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1145
山形県	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2081
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7062
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2462
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2126
群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2218
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2695
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2142
東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5000-7258
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3179
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5057
山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1829
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7069
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2058
富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3183
石川県	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1282
福井県	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0357
岐阜県	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8106
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6069
三重県	514-8570	津市広明町13	059-224-2172
滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3239
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4450
大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-9118
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3101
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8419
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3785
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7058
島根県	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5064
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7273
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2605
徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3205
香川県	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3088
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2212
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9314
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3077
佐賀県	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7025
長崎県	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2137
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2104
大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2412
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7024
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2237
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2141